　第７６号議案

　　職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

　職員の懲戒に関する条例（昭和２７年品川区条例第２号）の一部を次のように改正する。

　前文中「及び」を「および」に、「第２９条第２項」を「第２９条第４項」に改める。

　第３条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に、「））」を「）とする。以下同じ。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の５分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

　　　付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）減給の計算において減給発令時に受ける給料を基礎とすることを明確化する必要がある。